

# ネット選挙 公選法改正の動きと今後の展望(2)

弁護士 国立情報学研究所客員教授  
岡村 久道

「ネット選挙公選法改正の動きと今後の展望(1)」から続く



# YouTube・AmebaVision騒動(2007年4月)

- 2007年の統一地方選立候補者の政見放送がインターネットの動画投稿サイトで自由に閲覧できる問題について、4月5日、東京都選挙管理委員会が、YouTubeとサイバーエージェント「AmebaVision」に映像の削除要請。
- 特定候補者だけが視聴されるのは公平性を欠くことを理由。「投稿者の狙いが候補者の選挙運動なのかはつきりせず、誰が違反となるのか判断は難しい」として、要請にとどめた。
- これを受けて、AmebaVisionに投稿された東京都知事選の政見放送の動画を削除したことを、サイバーエージェントが4月6日に公表。
- 同月6日の記者会見で菅義偉総務相(当時)が公選法見直し論を提唱。

菅総務大臣閣議後記者会見の概要(平成19年4月6日)より抜粋

【政見放送のネット掲載問題】

問：今、統一地方選をやっていますけれども、政見放送をネット上の動画サイトに掲載されるケースがありまして、いろいろ問題が指摘されているんですけれども、その件に関して、総務省として何か対応される考えはありますでしょうか。

答：いつも、インターネットに関する新しい問題が、出てくるたびに議論されておりますので、私どもとしても、こうした問題についてしっかりと対応できるような仕組みを、もう一度作り直していきたいというふうに思っています。私も選挙を行う身でありまして、選挙のたびに相手がこんなことをやっているとかいろいろなことが入ってきますけれども、なかなか、そうしたものに対する対応が遅れているということも事実でありますので、こういう可能性があるのではないかと踏まえて、私どもも対応できれば、そういう仕組みというものを検討していきたいです。

問：具体的に何か今考えていらっしゃるのでしょうか。

答：まだ考えていません。でも、これは早急にやりたいと思います。

問：よろしいでしょうか。

答：ありがとうございました。

# 2007年7月の参院選

- 選挙運動期間中の政党ホームページの更新が、なし崩し的に「解禁」されて波紋。
- 自民・民主の両党は7月12日の公示後も、党首の街頭演説の内容や幹部の遊説日程などを「ニュース」「政治活動」の名目でホームページに掲載、一部の政党が追随。公明党は党代表第一声を13日に掲載。公明党は「公明新聞」、共産党は「しんぶん赤旗」、社民党は「社会新報」を転載して更新。
- とはいうものの、候補者HPは以前と変化なし。「解禁」とは早計。

今回の「当事者」世耕議員のブログ  
「世耕日記」

「公示後はブログの更新を中止します。(選挙でのネット利用を解禁する議員立法を目指して頑張ってきたが、今回の選挙に間に合わず残念。)」

<http://blog.goo.ne.jp/newseko/e/6889b88077e210b7ddca0db39056966f>

# 補足－「当選お礼」ホームページ掲載問題

- 選挙期日後の挨拶行為の制限(法178条)
- 参院選後に「当選お礼」をHPに掲載したことが公職選挙法違反にあたるとして、選挙管理委員会から指摘を受け、削除する参院選当選者らが続出。

(選挙期日後のあいさつ行為の制限)

**第一百七十八条** 何人も、選挙の期日(第百条第一項から第四項までの規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第五項の規定による告示の日)後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもつて次に掲げる行為をすることができない。

- 一 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- 二 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。
- 三 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- 四 第一百五十一条の五に掲げる放送設備を利用して放送すること。
- 五 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- 六 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によつて氣勢を張る行為をすること。
- 七 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

# 現行の選挙運動規制こそ「戦後レジーム」？ 1

- 伝統的な選挙運動は、すでに慢性的な機能不全状態。
- これでは選挙運動が“政策不在”と揶揄されても仕方がない。
  - 候補者名と顔写真だけの選挙ポスターや、耳障りなだけの選挙カーによる候補者名の連呼では、肝心の政策内容は有権者に伝わらない。
  - 多忙な現代人には、演説会への参加や、決まった時間にだけ流されるテレビの政見放送を見ることも、時間的に容易でない。
  - これに対し、HPであれば、候補者は詳細な政策内容を安価で公表でき、多忙な人や在外投票予定の海外居住者も、いつでも、どこからでも閲覧できる。
  - 主権者、あるいはコンシューマーとしての“有権者本位”の姿勢が見えない。
    - 政治家(商品)の正確な情報がもっと得られなければ、安心して投票(購入)できない。これまで不良品を買わされ続けてきた。

# 現行の選挙運動規制こそ「戦後レジーム」？ 2

- 伝統的な選挙運動は、すでに慢性的な機能不全状態。
- これでは選挙運動が“政策不在”と揶揄されても仕方がない。(続き)
  - 文書図画の定義は正しいか？ ← 電磁的記録との区分
  - 本来、政治活動・選挙運動は憲法21条の保障下で自由なはず。合憲性も厳格審査の対象となる。合理的な根拠もないので違憲となる可能性。
  - マニフェストを有権者全員が入手できないのに、「マニフェスト選挙」などとはいえないはず。この問題は選管サイトからダウンロードできるようにすれば、簡単に解決できる。「マニフェストが難しすぎる」という声もあるが、「マニフェストの理解を助ける補助手段としてポータルマッチは有効だった。マニフェストと裏表の関係で、ポータルマッチの浸透が進むと思う。」(曾根泰教・慶応大教授  
[http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/senkyo/07saninsen/votematch/etc/kensyou\\_zadankai/](http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/senkyo/07saninsen/votematch/etc/kensyou_zadankai/))



「ネット選挙公選法改正の動きと今後の展望(3)」へ続く